

注)「別紙様式」とは、資金移動業者に関する内閣府令上の様式を指します。

注) 官公署が証明する書類については、申請の日前3月以内に発行されたものに限り、ためご留意ください。

注) 取締役等とは取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者）をいいます。

注) 登録内容の事実関係確認のため、下記以外の書類を求めることがあります。

注)「○」は必ず必要となる書類、「▲」は場合によって必要となる書類、「-」は該当する内容がない場合です。

添付書類	登録申請書	変更登録申請書	備考
別紙様式第3号により作成した資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第40条第1項各号に該当しないことを誓約する書面	○	-	
別紙様式第9号の7により作成した資金決済法第40条第1項第3号から第5号までに該当しないことを誓約する書面	-	○	
取締役等の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	-	取締役等が外国人である場合には出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本
取締役等の旧氏名を当該取締役等の氏名に併せて登録申請書に記載した場合には、当該旧氏名を証する書面	▲	-	
取締役等が資金決済法第40条第1項第11号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面	○	-	取締役等が外国人の場合には、別紙様式第4号により作成した誓約書
別紙様式第5号又は別紙様式第6号により作成した取締役等の履歴書又は沿革	○	-	
別紙様式第7号により作成した株主の名簿	○	-	
定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面	○	-	
外国の法令の規定により当該外国において資金決済法第37条の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者であることを証する書面	▲	-	外国資金移動業者である場合
最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面	○	○	登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第435条第1項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面
登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面	▲	▲	会計監査人設置会社である場合
事業開始後3事業年度における資金移動業の種類ごとの収支の見込みを記載した書面	○	○	
資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）	○	○	
資金移動業を管理する責任者の履歴書	○	○	
資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）	○	○	
資金移動業の利用者と為替取引を行う際に使用する契約書類	○	○	
委託に係る契約の契約書	▲	▲	資金移動業の一部を第三者に委託する場合
資金決済法第51条の4第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称を記載した書面	▲	-	指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合
資金決済法第51条の4第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載した書面	▲	-	指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合
その他参考となる事項を記載した書面	▲	▲	

2025年6月作成
関東財務局金融監督第6課